

1. 議事日程（令和5年第2回北広島町議会定例会）

令和5年6月19日
午前10時開議
於 議 場

日程第1	議案第51号	北広島町大朝運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第2	議案第52号	大朝ふれあいの森設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第53号	北広島町消防手数料条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第54号	北広島町火災予防条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第55号	工事請負契約の締結について (消防救急デジタル無線部分改修工事)
日程第6	議案第56号	令和5年度北広島町一般会計補正予算（第3号）
日程第7	議案第57号	令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第8	議案第58号	令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9	審 査 報 告	請願・陳情等の常任委員会審査報告
日程第10	陳 情 審 査	陳情第14号 国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免実施を求める陳情書
日程第11	陳 情 審 査	陳情第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第12	陳 情 審 査	陳情第9号 森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める陳情
日程第13	発 議 第 4 号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第14	発 議 第 5 号	森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について
日程第15		閉会中の継続審査及び継続調査の申し出について（3件）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	7番 美濃孝二
8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳	10番 服部泰征
11番 宮本裕之	12番 湊俊文	

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	池田庄策
芸北支所長	村竹明治	大朝支所長	沼田真路	豊平支所長	熊谷忠明
危機管理課長	野上正宏	総務課長	川手秀則	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	矢部芳彦	税務課長	植田優香
町民課長	大畑紹子	福祉課長	芥川智成	保健課長	迫井一深
環境生活課長	出廣美穂	農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	中川克也
建設課長	竹下秀樹	消防長	笠道宏和	学校教育課長	植田伸二
生涯学習課長	小椿治之	会計管理者	細居 治		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。省エネ、節電対策の取組の一環として、本議会においても服装をクールビズにすることとしております。暑い方は上着を取っていただいても結構です。また、これまで議場内において原則マスクを着用することとしておりましたが、本定例会よりマスクの着用は自由とすることにいたしました。本定例会も本日が最終日となりました。本日は各議案について審議、採決を行います。質疑及び答弁は要点のみ簡潔に行ってください。また発言を行う際は、マイクを立ててからはっきりと発言してください。採決では、全て起立を求めますので、あらかじめお願いをしておきます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第51号 北広島町大朝運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第1、議案第51号、北広島町大朝運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案51号、北広島町大朝運動公園設置及び管理

条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第52号 大朝ふれあいの森設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第2、議案第52号、大朝ふれあいの森設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案52号、大朝ふれあいの森設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第53号 北広島町消防手数料条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第3、議案第53号、北広島町消防手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案53号、北広島町消防手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第54号 北広島町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第4、議案第54号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案54号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第55号 工事請負契約の締結について

- 議長（湊俊文） 日程第5、議案第55号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案55号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第56号 令和5年度北広島町一般会計補正予算（第3号）

- 議長（湊俊文） 日程第6、議案第56号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、中村忍議員。
- 4番（中村忍） 4番、中村忍です。2款総務費、1項総務管理費のゼロカーボンタウン推進加速化補助金に関わって質問をいたします。令和5年5月の行政文書では、令和5年度ゼロカーボンタウン推進加速化補助金についてのチラシが全戸配布されました。その内容は、地球温暖化を引き起こす二酸化炭素排出量を削減することを目的とし、太陽光発電設備や蓄電池の導入、省エネに関する機器の設置などを支援する取組が紹介されたものでございます。また、そのための補助金申請は、6月5日から8月31日と示されており、6月10日時点では22件の申込みがあったように伺っております。この事業に係る補正予算は6月8日の国の交付決定を受けて、今、議論されている最中のものでございます。事業を進める予算が議決されていないのにチラシを配布し、補助金の申込みを行うなど事業が進められていますが、このようなことは、事業を民主的に進める上で整合性が取れていると言えるのでしょうか。お伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 環境生活課からお答えいたします。この事業につきましては、2月3日に環境省のほうへ重点対策加速化事業のほうの計画書を提出しております。その後、4月の28日に採択内示をいただいております。その際に事業のほうを進めて良いということで執行しております。以上です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 予算書のほうの繰越明許について見ましたところ、一旦この繰越明許というのが七千数百万円が繰り越されていますが、ゼロにされています。ゼロにされた時点で、このことは一旦白紙になったのではないかというふうには私は理解するんですが、どうでしょうか。
- 議長（湊俊文） 財政政策課長。
- 財政政策課長（国吉孝治） 予算のことなので、財政政策課のほうからお答えいたします。今、環境生活課長が申しましたとおり、3月補正で、この事業についてはご承認いただきまして、国の交付決定の関係で、令和5年度に国の交付決定がついたということでもありますので、事業の繰越し等のリスクを考えまして、こちらのこの6月補正でお願いをしたところでございます。

その中で、議員の言われるとおり、指令前着工という形になるんじゃないかというところが一応議論があったんですが、事業を進めること自体は環境省のほうで、先ほど課長のほうが申し上げましたとおり、内諾をいただいていること、あと、このチラシの配布につきましては、単独事業という形で整理をさせていただこうと考えておりますので、執行のほう、とにかくこの事業早く進めていきたいという部分がありましたので、執行に踏み切ったということでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） それではもう1点、今度はコミュニティー振興対策事業についてお伺いいたします。コミュニティー振興対策事業では、旧南方小学校改修工事設計監理委託料として401万6000円が計上されております。民間活力を導入した官民連携により南方地区の活性化を図ることを狙ったものでございますが、町の支援は最低限にとどまっており、今後、約2000万円の借入金がかかるというように理解をしております。まちづくり推進に係る熱い思いをもっと手厚い支援で期待をしたいところでございますが、なぜ、この金額にとどまったのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 旧南方小学校の事業の推進につきましては、地元の実施主体の方々といろいろ協議をして、役割分担を決めて行政と地元の企業の方で事業を推進しているところでございます。その結果として、それぞれ役割を決めて、予算等の沙汰をしたというところでございますので、こういった金額で落ち着いているというのをご理解いただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありますか。8番、梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾であります。歳出の10ページに神楽海外公演運営委託料というのがトータルで4084万円という数字が出ております。歳入の4ページを見ますと、これの歳入、先ほど歳出のこと言いましたけども、その歳出の歳入部分がこれであろうと思うんですけども、4ページに4400万円、企業版ふるさと寄附金きたひろ応援ファンド事業寄附金ということで、合計で4922万6000円という数字が載っております。これはアメリカのロサンゼルスの方に神楽団が北広島町から現地に行って神楽をするという歳入と歳出の議案であろうというふうに思いますけども、このこと自体が、提案されておりますけども、寄附金で賄っていいものなのかどうなのかということ、まずお聞きするんですけども、その前に、まずどういう事業されて、団員が何人ぐらい現地に行かれて、どのぐらいの滞在日数があるのか、そして、その神楽団が何演目ぐらい披露されるのか。それから公演が歳入と歳出がほとんど一緒であります。現地で入場料等は発生しないのか。発生しないとすれば、なぜ発生しないのか。国内でやっても入場料は当然いるわけでありまして、その辺のところがよく分からないということと、この全体的なプランは町がつくったのか、あるいは現地、外国のほうで作成したのか、あるいは日本のどこかの会社が計画を立てて、こちらに回してきたのかということなどをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 神楽の海外公演のことにつきましてですけれども、歳入のほうの企業版ふるさと寄附金、こちらが4400万円計上されておりますが、このうちの4000万円につきまして、この神楽の海外公演に使わせていただくというものでございます。歳出のほう

でございます。観光振興対策事業の4084万円、この84万円につきましては、観光プロモーション事業のほうで、先般カープの試合の中で、町の観光PRをさせていただきました。それに併せて町内のほうからカープ観戦に行っていたのでありますけれども、そのチケットを購入して、またそれを皆さんにお買いいただくという扱いをしております、その購入費に対しての不足分の需用費84万円を計上しております。神楽の海外公演につきましては、トータルで4000万円、うち委託料といたしまして3920万円、職員旅費といたしまして80万円を計上させていただいております。内容につきましてはですが、町内の各神楽団のほうで既に募集をさせていただいております。団員数は、今のところ18名を予定しております。滞在日数につきましては、11月17日に出発をいたしまして、22日に帰国という行程で、4泊6日の予定をしております。それから現地で演じる演目につきましては、「紅葉狩」と「八岐大蛇」の2演目を予定をしております。それから鑑賞が有料なのか無料なのかということでございますが、当初は有料で鑑賞いただくということも想定をしておりましたけれども、神楽団がアメリカへ入国をする際に有料公演を行うということになりますと、営業報酬を得る活動をする目的で入国する場合には、パフォーマンスビザ、Pビザというものがなくなってまいります。このビザを取得することになりますと、1人当たりの取得費用がかなり高額であるということと、取得にかなりの日数がかかるということなどがありまして、現地でご覧いただく時には無料公演ということにさせていただくということで今、準備をしております。それから企業版ふるさと寄附で、それを使っていいものかどうかということでございますけれども、企業版ふるさと寄附につきましては、国が認定した地方公共団体の地方創生への取組に対しまして、町外に本社を有する企業が寄附を行っていただくということで、その内容につきまして目的別で4種類の目的があって、そのうちの1つの中で文化振興なり、そういった郷土芸能を守っていこうというような取組に対して使うことができるというのがございますので、こちらの企業版ふるさと寄附を活用させて実施をしていこうという計画をしております。それから、この計画について、どこが計画をしたかということでございますけれども、いろんな関係する企業様なり、神楽団のお話を聞きながらこの行程を組み、計画をしているという状況ですので、主体的には町が企画をして実施をするというものでございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 大体概要は分かりました。ただ、4000万円という金額はかなりの高額な金額であります。企業版の寄附で、既に今集まっているものを使う、あるいは今もその寄附を募るような動きもしておるというふうにも聞くわけであります。トータル的に4000万円入ってくれば、それこそ目的があって、成果も含めて良かったなということになるわけでありませんが、今のところもう一つよう分かんのは、この企業版の部分で、目的にはかなっているのだろうとは思いますが、さらに今進めているものが4000万円を超える可能性があるのか、努力をしますということしか返ってこんか分かりませんが、そこら辺までいけるのかどうかという見通しはいかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 今、既にいただいているご寄附を使うということではなくて、この神楽振興に対して、また文化振興に対して、今、現在もそうですけれども、寄附をお願いして回っている状況でございます。これまで本町にご寄附をいただいております企業様やその他ご

協力いただきたい企業様へお願いをして回っております。また、この神楽海外公演に対しまして積極的にご支援をいただいておりますところもございます。その方から、各方面にご協力依頼もしていただいておりますので、目標額には達する見込みでございますし、その目標額を超える場合には、神楽をはじめとする町内の文化振興にしっかり活用させていただきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。歳出の6ページ、4款衛生費、711の飲料水供給事業です。委員会での説明では、畑ヶ谷飲料水供給施設整備事業補助金400万円ですが、これは芸北の小原畑ヶ谷地区について平成14年に地域内施設整備し、町が管理していたが、水位低下などで湧水確保が困難となったことから、今年度井戸へ移行するための予算、対象戸数は2戸とのことでした。そこで伺います。この施設はどのような施設で、町管理の水道施設なのか、また、飲料水供給施設整備事業補助金の内容及び今回の井戸への移行で、これまでと何か変わることがあるのかどうか伺います。

○議長（湊俊文） 芸北支所長。

○芸北支所長（村竹明治） この件に関しまして、芸北支所のほうから説明させていただきます。畑ヶ谷の飲料水供給施設、既存の施設は、先ほどございました平成14年に設置しましたが、芸北地域約80%が水道施設が整備されておるんですが、一部地域では湧水を利用しての給水を行っていただいておりますが、この地域におきましては、湧水の確保が困難ということで供給施設を整備いたしました。現在、町のほうで管理をし、2戸に給水を行っておりますが、近年水の出が悪くなった、また濁りが出たということがございますので、今度は各戸それぞれに条件の良い所に井戸を掘削していただきまして、個別の管理をしていただこうということで、一旦この町管理の施設を取りやめるというふうに考えております。井戸への移行で、現在町のほうで管理している施設は廃止し、個別の管理というふうに考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 個別の管理ということは、各戸で修繕や補修を行うということになるのかどうか、今後。それとこの施設は旧簡水区域からかなり離れているため、旧芸北町時代に町管理の施設を整備し、飲料水を供給する施設を設置したとのことですが、違いますかどうかわかります。また井戸に移行するとはどういうことなのかを対象世帯に詳しく説明したのかどうか伺います。

○議長（湊俊文） 芸北支所長。

○芸北支所長（村竹明治） 今、2戸共同での給水施設となっております。ですが、先ほど言いました濁り等が生じ、また施設設置後に20年が経過しているということで、それぞれのお宅の裏とか山沿いに調査を行いまして、水源の確保を行っていくと。この補助で設置した施設は各戸で個人管理をしていただくというふうに考えております。また、この地域、畑ヶ谷地区は、安芸太田町平見谷と接しております非常に離れた所でございますので、町の簡易水道施設の整備が届かなかったということで、平成14年にこの施設を整備したということになっております。春先より水が出にくいという情報は得ておりましたので、様子を伺いに、お話を聞きに行き、井戸の整備についてのお話は事前にさせていただいております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 対象世帯は2戸なんですけれども、もともとは3戸だそうですが、そのうち

の1戸に聞いてもらったところ、詳しい話はなかったと、その方は。これまでと変わらないとの認識でした。このような事例は今後町全体で起きることも考えられる問題です。特に芸北は全域で旧簡水が整備されており、これから管路更新や修繕が必要となる箇所が出てくると予想されます。その際、水道供給区域内から井戸による取水に切り替えた場合でも、町が責任を持って飲料水を供給すると約束できるかどうか伺います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 環境生活課からお答えいたします。今回の事業については、芸北地域、今回のようなパターンは他にないというふうに聞いております。今後のことについては、今のところ不明でございます。今後、同様な事例があるかということにつきましては、今のところ不明というか、同様の施設がないということなので検討しておりません。以上です。

○議長（湊俊文） 他に質疑ありますか。2番、伊藤立真議員。

○2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。先ほど同僚議員が関連の質問しましたけども、ゼロカーボントウン推進加速化補助金について質問をいたします。この加速化補助金の具体的な内容をいま一度分かりやすくお話いただきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 環境生活課からお答えいたします。この補助金につきましては、昨年度の今年度の3月に策定しました北広島町地球温暖化対策実行計画というものがございまして、それに基づいて実施するものでございまして、地球温暖化を引き起こす二酸化炭素排出量を削減するために町内の個人や事業者の方を対象に太陽光発電設備や蓄電池の導入、省エネ機器などの設置を支援するものでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ゼロカーボンというか、エネルギー消費抑制のための機器の助成ということで、先ほど同僚議員が、区長文書で配られたチラシのことにも触れましたけども、このチラシの中にいろいろな設備等々が記載があります。その中で、高効率の空調機器への取替え、導入、こういったものに対して補助金交付をしますよということがあるんですけども、この高効率という意味がなかなか分かりにくいなと思っております。これがどういったことなのかということと、この高効率かどうかというのをどうやったら知ることができるのか、そこをお伺いします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 高効率の空調機器につきましては、今までの電気代等よりエネルギーを使わない効率のよい空調機器というふうに捉えております。判断の方法につきましては、計算式を町のほうで用意しておりまして、ホームページ等で公開しておりますけれども、それに当てはめまして、今の施設から新しい施設になった場合のどのぐらい下がっているかというものを判断していただくようになります。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 高効率の判断はホームページ上というふうなことなんですけども、なかなか高齢者の方とか、そういったものによって判断するというのが難しいんじゃないかと思うんです。そういった時に、どういうふうな知る手段、それは自分でやるしかないのかどうか、そのあたりを併せてお答えいただければと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 一番難しいところではございますので、設置したいという時には、

お近くのというか、なじみのある電気事業者様とか、そういったところに相談していただければ良いかなと思っております。それで、どういったところに相談したら良いかというのが分からない場合は、現在商工会のほうで、工事可能な事業者様からの届出によりまして、届出事業者制度というのを設けております。そちらのほうを一覧にしてリスト化しております、町のホームページでも公開しておりますので、そういったものをご覧いただいて相談されたらよろしいかと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。3番、敷本議員。

○3番（敷本弘美） 3番、敷本弘美でございます。歳出の4ページ、障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援金の207万8000円ですが、これ委員会資料見ますと、この事業費207万8000円の対象施設が入所施設グループホームが3事業所で、生活介護、就労支援、放課後等デイサービス、児童発達支援が6事業所、居宅介護が5事業所、相談支援が2事業所、これ合計が16事業所となっておりますが、間違いはないでしょうか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 障害福祉サービス事業所の物価高騰対策支援金ですけども、このたびの補正の算出するに当たっての事業所の数を掲載しております。町内にはこのほかにもありますけども、現在その事業所を利用されている方がおりませんので、補正予算では、この16か所で算出をさせていただいております。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。11番、宮本議員。

○11番（宮本裕之） 11番、宮本です。歳出の2ページのコミュニティー振興対策事業、旧南方小学校の改修工事設計監理委託料ですが、これ常任委員会の話によりますと、アスベスト調査費も含まれていると伺ったんですが、そのアスベスト調査費の額と、アスベストが使われているということが分かっているのか、それとも分からないから調査するのか、お聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） アスベストについてでございますけども、昭和55年に建設された学校でございますので、築50年近くたっております。その関係で、その辺が分からない部分もあるということで調査を念のためにするということでございます。この経費につきましては、18万9000円を一応内訳としてはいただいております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 使われているか分からない、アスベスト。公共施設の建物を建てる時、電気や給排水とか、そういった設備が入っている建物は、設計図書を管理しないといけないんですが、その設計図書を見れば、アスベストが使われているかどうかというのは分かるはずなんです。ということは設計図書がないということになるのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） その辺のところ、ちょっと詳細を今つかんでおりませんので、今後進めていく上で、そういった情報があれば、しっかり確認をして事業を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） どういった公共施設でも、やはりそういった管理をしていかないといけない建物は設計図書は必ず残ってます。それに基づいて図書があれば分かるわけですよ。石綿が

使われているか、アスベストがどこに使われているかとかいうのは分かりますから、それが分かれば18万9000円というお金は要らなくなるんです。処分費は、工事の時に要りますけど、そこら辺をはっきり確認をして、余分な設計監理費を計上する必要は私はないと思いますので、これからしっかり調査していただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。9番、伊藤淳議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。先ほどの答弁で、昭和55年築ということだったんですけども、築50年以上じゃなく、40年近くかなと思ひまして、ちょっとどちらが正しいか確認したいと思ひます。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 竣工年度は昭和55年で、築年数としては50年弱、50年はたっていないというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。まず1点目、今回、自立支援給付金、障害者施設と、それから保育施設、あとは畜産のほうの補助があったんですが、大体同様の時期に医療施設とか介護施設も補助があったような気がするんです。今回ないというのは、何かほかの補助があるのかどうか、そのあたりについてお伺いしたいです。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 新型コロナ給付金の件につきまして、財政政策課からお答えをいたします。これまでも申し上げましたとおり、本町、この支援を新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金なんですが、その支援を国の交付金を使って実施をしております。正直なところ、全部要望があるところを全て拾って交付をするというのが本来であり、そうした形にしていきたいんですが、ちょっと事業の進め方とか、金額的な部分で、なかなかちょっとそごが出る部分が発生しております、全てに対応できないというところが出ております。全員協議会の際にも若干申し上げましたが、今後、この交付金を今から実施の段階に当たって、精算をするまでの間に必要性等がまた発生しましたら、そこで、これまで要望いただいておりますものにつきまして、今回事業化していないものというのはちょっと検討させていただきたいなというのが正直なところでございます。また、国のほうから、新たな交付金とか出た時には、当然そういったことも要望書等もいただいて、その状況等も把握しているつもりでございますので、検討させていただければというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 特に他の補助があるからやらないとかではなくて、今のところ、事業的に厳しいからしてなくて、予備がというか、もし可能であれば、次考えるという認識で良いですか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 先ほども申し上げましたとおりです。事業等で厳しい状況であるということは要望等もいただいておりますので、当然、介護施設に限ったことではなくて、他の事業でも、今回の事業化できなかったものというのも正直あります。そういうものにつきましても、今後また検討させていただければというところでご理解いただければと思ひます。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それでは検討期待します。それからもう1つ、ゼロカーボンの、先ほど同僚議員も何度か質問が出ているんですが、例えばこれ個人が2つ3つとか、例えば兼ねて、例えば太陽光と、それから蓄電池やった後、例えば照明機器とか住宅売ったんですとか、そういった個人を兼ねてできるのか、そうすると、個人で一定額も一気どーんといっちゃうんじゃないかなという、ちょっと感じてしまうんですが、そういった特定の人だけでいってしまうというように気がするんですが、そういった個人で何個も兼ねれるのかどうか、そのあたりを教えてください。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 1人の方が複数の設備を導入して申請されることについては可能でございます。それから、議員ご心配いただいているように1人の方が一度にたくさんということになるとどうかということでございますけれども、できるだけ一度の申請で把握したいので、一度の申請でまとめていただくのがよろしいかとは思いますが、事前にご相談いただければと思っております。それから予算については一応事業間とか年度間で調整できることになっておりますので、その辺のことはできるだけ対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。議案第56号、一般会計補正予算第3号に対し、反対討論を行います。衛生費、保健衛生総務費711、飲料水供給事業の畑ヶ谷飲料水供給施設整備事業補助金400万円についてですが、先ほど質疑でも言いましたが、この地区は、旧簡水供給地域から遠く離れ、対象戸数も当時3戸でしたが、他地区と公平に水を供給しなければならないとの考えで、旧芸北町時代に町が設置した水道施設とのことです。しかし、この施設が水位低下により水が供給されなくなったため、町が各戸に井戸を設置するための補助金400万円をこの補正予算の中に組んでいます。引き続き町管理の水道供給区域とするのであれば問題ないのですが、町管理から除外し、住民が管理する井戸に移行すると、更新、修繕は自己責任、自己負担となり認めることはできません。さらには対象者の了解はできているとのことですが、対象世帯のうち1戸に確認したところ、そのような話は聞いていないとのことでした。飲料水は、その場所で生きていくための命綱です。そのため、水道法の第15条、給水義務の2項では、水道事業者は当該水道により給水を受けるものに対し、常時水を供給しなければならないとしています。この当該施設が水道法の適用を受けないとしても20年間旧簡水が引けないため、町管理の施設として飲料水を供給してきたことを考えると、水道法の趣旨を生かし、井戸に移行したとしても、今までと変わらず、町が責任を持って管理し、飲料水を供給すべきと考えます。しかし、その立場にないとする今回の補正予算には反対せざるを得ません。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊俊文） 賛成討論はありませんか。他に討論はありませんか。4番、中村議員。

○4番（中村忍） 4番、中村忍です。令和5年度北広島町一般会計補正予算第3号に対する反対討論を行います。まず、ゼロカーボン推進加速化補助の事業に係る手続についてです。令和5年5月行政文書で、令和5年度ゼロカーボンタウン推進加速化補助金についてのチラシが全戸配布され、太陽光発電設備等の施設を支援する物品購入の補助金の申請が6月5日から8月31日と示されております。この取組を支える予算の議決がされていないにもかかわらず、取組

だけが先行しているのです。議会は反対しないから、大丈夫との思いがあるから、予算は補正で後回しにしても良いのではないかと。そう考えておられるのではないのでしょうか。このままでは住民の皆さんに対して、私自身は十分な説明ができる根拠も自信もございません。施策を進める手続として、予算と取組が同時に進められていないこの現実に対して到底賛成することはできません。次に、民間活力を導入した官民により南方地区の活性化を図ることを狙ったコミュニティ振興対策事業についてでございます。先ほども申しましたが、このことに対する町の支援は最低限にとどまっており、今後、約2000万円の借入金がかかるというように理解しています。まちづくりを本気で進めようとしている住民の願いに対し、町の支援は最低限にとどまっています。また、南方地区の方の理解も十分に得られていないようであります。まちづくり推進に係る町の熱い思いが住民にもっとしみわたるようになってほしいと思っておりますが、それを感じることができません。もっとも住民の願いに寄り添った行政の姿勢を基底に据えることを指摘し、反対討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（湊俊文） 他に討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第56号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第57号 令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第7、議案第57号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第57号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第58号 令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第8、議案第58号、令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第58号、令和5年度北広島町農業集落排水

事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。暫時休憩を取ります。11時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 52分 休憩

午前 11時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（湊俊文） 再開します。ここで、まちづくり推進課長から発言の申し出がありますので、発言を許します。まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（矢部芳彦） 先ほど宮本議員から、南方小学校のアスベストの調査についてご質問いただいております。その件につきまして、担当等と今確認をしたところ、令和4年4月1日から環境省のほうから、改めてアスベストの調査を増改築の際にはすることが義務づけられておりますので、それに基づいて今回は行っていきたいというふうに思っております。以上でございます。
- 議長（湊俊文） 宮本議員。
- 11番（宮本裕之） それを設計図書に記載がなくても調査しなさいということで理解していいですか。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（矢部芳彦） 議員ご発言のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 請願・陳情等の常任委員会審査報告

- 議長（湊俊文） 日程第9、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で各常任委員会へ審査の付託を行っております請願・陳情等の審査結果の報告を求めます。総務常任委員会、伊藤淳委員長。
- 総務常任委員長（伊藤淳） 委員会審査報告を行います。令和5年6月19日、北広島町議会議長湊俊文様。総務常任委員会委員長伊藤淳。委員会審査報告です。2つございます。1つ目です。令和4年12月7日、本会議において本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第14号、件名、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免実施を求める陳情書。審査の結果は、不採択です。理由として、新型コロナウイルス感染症の位置づけが変わり、また事業主特例については、事業主はその事業収入が何かしらの影響で減少した場合の保険については、自らの責任で対応すべきである。次にまいります。2つ目です。令和5年6月7日、本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のと

おり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第6号、件名、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。審査の結果は、採択です。理由として、歳入歳出を的確に見積り、社会保障等の予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であるため、政府に意見書を提出する。以上です。

○議長（湊俊文） 続いて産業建設常任委員会、伊藤立真委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤立真） 産業建設委員会の審査報告を行います。令和5年6月19日、北広島町議会議長湊俊文様。産業建設常任委員会委員長伊藤立真。委員会審査報告。令和5年6月7日、本会議において本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第9号、件名、森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める陳情。審査の結果、採択。理由です。令和2年度から地方自治体への譲与が開始されている森林環境譲与税の譲与基準は、現在、人口で案分され配分される部分が多く、早急な整備を必要とする大きな森林面積を抱える自治体へ適正な配分が行われていない。森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への配分を高めるよう、譲与基準の見直しを求めるため採択とする。以上です。

○議長（湊俊文） 以上で、常任委員会の審査報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 陳情審査

○議長（湊俊文） 日程第10、陳情審査を行います。陳情第14号、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免実施を求める陳情書を議題といたします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免実施を求める陳情書を採決します。本件について、総務常任委員会委員長の報告は、不採択です。採決については、北広島町議会議規則第81条の規定により、議題について賛成する者の過少を認定して可否の結果を宣告することになっております。よって、委員長の報告が不採択の場合は、採決は、採択することに賛成の方の起立を求めます。本件について採択することに賛成の方は起立願います。（起立なし）

○議長（湊俊文） 起立なしです。したがって、陳情第14号、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免実施を求める陳情書は、委員長の報告のとおり、不採択することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 陳情審査

○議長（湊俊文） 日程第11、陳情審査を行います。陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の

審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを採決します。本件について、総務常任委員会委員長の報告は、採択です。

委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、委員長の報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 陳情審査

○議長（湊俊文） 日程第12、陳情審査を行います。陳情第9号、森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める陳情を議題とします。これより質疑を行います。産業建設常任委員会委員長の報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第9号、森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める陳情を採決します。本件について、産業建設常任委員会委員長の報告は、採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、委員長の報告のとおり、採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第13 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（湊俊文） 日程第13、発議第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○議会事務局長（三宅克江） 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。いま、地方公共団体には、急激な少子高齢化にともなう医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など極めて多岐にわたる役割が求められている。しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られている。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、これをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。このため2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入歳出を的確に見積り、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求める。記。1、社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大

する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。2、とりわけ今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。とくにこれらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。3、地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。4、引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供など行うこと。5、「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。6、会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。7、特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。8、デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き、「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど十分な財源を保障すること。特に戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。9、森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年6月19日、広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策・男女共同参画）、衆議院議長、参議院議長。以上です。

○議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。9番、伊藤淳議員。

○9番（伊藤淳） 発議第4号です。令和5年6月19日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員伊藤淳。賛成者、同梅尾泰文。地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨です。地方自治体は、少子高齢化が進行する中、子育て支援の充実と保育人材の確保、医療、介護などの社会保障への対応、人口減少下における地域活性化対策、デジタル化、脱炭素化をめざした環境対策など果たす役割が拡大する中で、新型コロナウイルス感染症対策や大規模災害に対する防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題に直面している。また、細やかな公的サービスを提供するための人材の確保も必要であり、そのための財政確保が地方自治体では困難な状況に置かれている。本来必要な公共サービスを提供す

るため財源を担保するのが地方交付税の役割の一つである。このため2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、物価高騰への対応も勘案しながら、歳入歳出を的確に見積り、社会保障等の予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要であるため政府に意見書を提出する。以上です。

○議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 発議第5号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について

○議長（湊俊文） 日程第14、発議第5号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○議会事務局長（三宅克江） 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）。森林環境譲与税は、温室効果ガスの排出削減や自然災害の防止等を図るため、森林整備等に必要となる地方財政を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が公布され、森林環境税は令和6年度から課税され、森林環境譲与税は令和2年度から地方自治体への譲与が開始されている。その用途については、間伐などの森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に関する費用に充てることとされている。また、国は森林の保水力低下に伴う洪水・氾濫や山腹崩壊等に加え、倒木等による災害防止に対応するため、森林環境譲与税を増額し、森林整備を促進させるとしており、地方が直面する森林整備等の課題に対応するための財源として活用が大きく期待されている。しかし森林環境譲与税の譲与基準としては、総額の10分の5を私有林人工林面積、10分の3を人口で按分、10分の2を林業就業者数に応じて譲与するとしており、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が多い大都市に対する配分額が多くなっていると同時に、森林面積が少ない自治体ほど基金に積み立てられていることなどが指摘されており、その結果、現行の譲与基準では、早急な整備を必要とする大きな面積の森林を抱える市町村への適正な配分が行われず、森林整備を促進する財源とされた趣旨を損なうと懸念している。森林の整備は、国土保全や水源の滋養、自然災害防止の観点からも広く国民一人一人が恩恵を受けるものであり、森林資源の適切な管理を推進することは急務である。については森林環境譲与税の創設の経緯や目的に鑑み、森林整備をより効果的に推進するため、国に対して下記の事項について強く要望する。記。広い森林を抱える地方公共団体への配分に重点化する方向で、譲与基準の見直しを速やかに実施すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和5年6月19日、広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長。以上です。

○議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。1番、

亀岡純一議員。

- 1番（亀岡純一） 発議第5号。令和5年6月19日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員亀岡純一。賛成者、北広島町議会議員伊藤立真、同敷本弘美、同中村忍、同佐々木正之。森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨は、以下のとおりです。森林環境譲与税は、地方が直面する森林整備等の課題に対応するための財源として活用が大きく期待されています。しかし、森林環境譲与税の譲与基準は、総額の10分の5を私有林人工林面積、10分の3を人口で按分、10分の2を林業就業者数に応じて譲与するとしており、早急な整備を必要とする大きな面積の森林を抱える市町村への適正な配分が行われず、森林整備を促進する財源とされた趣旨を損なうと懸念しております。森林資源の適切な管理を推進することは急務であります。森林環境譲与税の創設の経緯や目的に鑑み、森林整備をより効果的に推進するため提出するものであります。議員各位の賛同をお願いいたします。
- 議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第5号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 閉会中の継続審査及び継続調査の申し出について（3件）

- 議長（湊俊文） 日程第15、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出についてを議題とします。お手元に配付のとおり、総務常任委員会、産業建設常任委員会、中山間地域対策特別委員会の各委員長より閉会中の継続審査及び継続調査の申し出が提出されております。お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。8番、梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 8番、梅尾であります。今の森林環境譲与税のことで、本文中、涵養というふうに読まないといけんかったとこ、滋養というふうに言われたんじゃないかと思いますが、そこをちょっと訂正をこの場でしとかにゃいけんのかなと思いますが、いかがですか。
- 議長（湊俊文） 事務局長。
- 議会事務局長（三宅克江） 申し訳ございません。その行だけ読ませていただきます。森林の整備は、国土保全や水源の涵養、自然災害防止の観点からも広く国民一人一人が恩恵を受けるものであり、森林資源の適切な管理を推進することは急務である。失礼いたしました。
- 議長（湊俊文） では、そのように訂正します。以上で、本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申し出がありますので、発言を許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 6月議会定例会の閉会に当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

6月7日の開会から本日までの13日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、議論、審議のもと、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、誠にありがとうございました。ご承認いただきました事業を着実に実行することはもとより、ウイズコロナへの対応、またこれから迎える梅雨末期特有の大雨にも備えてまいります。エネルギー価格をはじめあらゆる物価高騰が長引く中、職員一丸となって持続可能なまちづくりに向けて取り組んでまいります。今後とも町行政の運営につきまして格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。長期予報では、この夏も厳しい暑さが見込まれております。議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、より一層のご活躍、ご健勝を祈念申し上げます、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（湊俊文） 6月定例会の閉会に当たり、一言申し上げます。本定例会は、6月7日から本日まで13日間の会期で開催され、令和5年度各会計予算の補正予算3件、条例の一部改正4件など、町民生活に直結した重要案件が提出されました。各議員におかれましては、これらの議案に対し、終始熱心に審議が行われ、予定の日程を無事終了いたしました。円滑な議会運営にご協力をいただき、心から感謝申し上げます。執行部におかれましては、それぞれの審議過程で議員各位から出された意見などについて特に意を用いられ町政を推進されますよう、強く要望いたします。現在、本町において梅雨入りをしております。今後、大雨等による災害が発生しないことを切に願うものです。結びに、議員各位及び町執行部におかれましては、ご自愛の上、本町発展のため、ますますのご活躍とご尽力を賜りますようお願い申し上げます、閉会のご挨拶といたします。これをもって、令和5年第2回北広島町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 35分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北広島町議会議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員